様式第4号（第8条関係）

宇美町自治会公民館等整備費補助金交付決定通知書

第　　　号

年　　　月　　　日

　様

宇美町長　　　　　　　　　印

年　月　日付けで申請のありました宇美町自治会公民館等整備費補助金の交付については、次のとおり交付することを決定したので、宇美町自治会公民館等整備費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助事業の対象 | 補　助　額 | 補助事業経費 | 補助対象経費 | 補助金の額(百円以下切捨) |
| 1. 自治会公民館の新築事業
 | 1　新築の建築延べ床面積に別に定める建築補助単価（以下「補助単価」という。）を乗じ消費税等を加えて得た額の3分の2以内の額。ただし、建築実施単価が補助単価に消費税等を加えて得た額に満たない場合は、当該建築実施単価に建築延べ床面積を乗じて得た額の3分の2以内の額2　補助単価は、1平方メートル当たり、154,000円とする。3　実施設計及び施工監理料に要する必要経費に3分の2を乗じて得た額に相当する額 | 円※建築延べ床面積　　　　　　 ㎡※建築補助単価又は建築実施単価円※実施設計料円※施工監理料円 | 円　 | 円　 |
| (2)自治会公民館の全面増改築事業 | 1　工事に要する必要経費に3分の2を乗じて得た額に相当する額2　実施設計及び施工監理料に要する必要経費に3分の2を乗じて得た額に相当する額 | 円※実施設計料円※施工監理料円 | 円 | 円 |
| (3)自治会公民館の増改築、修理、外構工事（敷地内樹木伐採等事業を含む。）及び解体工事事業 | 1　工事に要する必要経費に2分の1を乗じて得た額に相当する額2　実施設計及び施工監理料に要する必要経費に2分の1を乗じて得た額に相当する | 円※実施設計料円※施工監理料円 | 円 | 円　 |
| (4)自治会公民館の公共下水道切替事業 | 1　工事に要する必要経費に5分の4を乗じて得た額に相当する額2　実施設計及び施工監理料に要する必要経費に5分の4を乗じて得た額に相当する | 円※実施設計料円※施工監理料円 | 円　 | 円　 |
| 計 | 円　 | 円　 | 円　 |

交付の条件

(1)　補助金は、補助事業の目的以外に使用してはならない。

(2)　補助事業の内容の変更をする場合においては、町長の承認を受けること。

(3)　補助事業を中止し、又は廃止するときは、町長の承認を受けること。

(4)　補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

その他

　(1)　補助事業を開始したときは、速やかに、町長に着手届を提出すること。

(2)　補助事業が完了したときは、速やかに、町長に実績報告書を提出すること。

(3)　地方自治法第221条第2項の規定により、町長が補助事業の状況を調査することがある。

(4)　補助事業に係わる収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠になる書類を整備し、かつ、

これらの書類を5年間保存すること。